

平成 29 年 1 月 31 日

一般社団法人千葉県薬剤師会
会長 石野良和

保険調剤等に係るポイント付与に対する本会の見解

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与につきましては、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」、「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 9 月 14 日保医発 0914 第 1 号)において原則禁止とされています。このたび厚生労働省では、「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について」(事務連絡、平成 29 年 1 月 25 日)を通知し、地方厚生(支)局が保険薬局を指導する際の 3 項目(基準)を示しました。しかし、本事項はあくまでも指導対象基準を定めたものであり、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにポイントを付与することが原則禁止であることに変わりはありません。